

《介護保険負担限度額認定申請》についての注意事項

【対象となる方について】

次の1～3すべてに当てはまる方が対象となります。

1. 介護保険施設やショートステイを利用、または利用する予定がある方がある。
※介護保険施設やショートステイを利用していない方は申請していただく必要はありません。
※有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。
2. 本人、配偶者（世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含む）、本人の属する世帯全員が市町村民税非課税である。
3. 預貯金等の合計額が下表の各利用者負担段階別の金額以下である。

利用者負担段階		預貯金等の合計額
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護者受給者	単身 1,000万円、夫婦 2,000万円
第2段階	年金収入等が82万6,500円以下	単身 650万円、夫婦 1,650万円
第3段階①	年金収入等が82万6,500円超 120万円以下	単身 550万円、夫婦 1,550万円
第3段階②	年金収入等が120万円超	単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額。

※第2号被保険者(65歳未満)の方は利用者負担段階に関わらず1,000万円（夫婦2,000万円）。

【預貯金等について】

1. 預貯金は、本人及び配偶者におけるすべての通帳の写し（銀行名・支店・口座番号・名義が分かるページ、申請日時点の最終残高を含む2か月程度の明細が分かるページ、インターネット専用銀行を含む）の添付が必要となります。
※定期預金証書・定期積金証書がある場合はその写し。
※約2か月以内に通帳繰越がある場合は繰越前の通帳の写し。
※年金振込口座は、直近の年金振り込みが確認できるページの写し。
※総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、利用がなくても、白紙の1ページ目の写し。
※コピー（写し）の前に必ず記帳すること。
2. 有価証券（株式、出資金、国債、投資信託等）は、本人及び配偶者におけるすべての証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）の添付が必要となります。

「申請書の金額」と「通帳等の残高」に不一致等がある場合は、連絡させていただきます。

【提出していただく書類について】

1. 介護保険負担限度額認定申請書
2. 同意書（申請書の裏面）
※保険者（海南市）が銀行等へ照会することの同意であるため、必ずご記入ください。
3. 預貯金等が分かるものの写し（上記参照）
※生活保護受給者は添付不要（別途、生活保護証明書が必要）

記入漏れ、添付漏れがある場合は、再度提出していただくことになります。

【個人番号（マイナンバー）の記載について】

個人番号欄が空白であっても、記載内容に誤りがなければ、申請を受け付けます。

個人番号を記載する場合、以下の書類の提示が必要です。

1. 法定代理人の場合は、戸籍謄本など資格を証明するもの
任意代理人の場合は、委任状（代理権の確認）
2. 代理人（申請者）の身元確認書類（運転免許証等）
3. 被保険者（本人）の個人番号が確認できる書類

◆申請後に世帯状況や所得状況、預貯金の額等が変更になり、認定要件を満たさなくなった場合は、海南市役所 高齢介護課 介護保険班（Tel 073-483-8761）までご連絡ください。